

第2回東久留米市事務事業に関する外部評価会議経過調書

室長	課長	主査	担当	担当			日時	平成30年7月24日(火) 午後3時30分～4時50分
/	/	/	/	/	/	/		
							場所	本庁舎 4階 庁議室
	/	/	/	/	/	/		

議題	(1) 財政健全経営計画〔実行プラン〕の平成30年度改訂について(素案) (2) その他
----	---

出席者	1 奥 真美	2 平井 文三	3 笠井 繁美
	4 富永 弥生	5 林 誠二(欠席)	
	事務局		
	1 企画経営室長(土屋)	2 行政管理課長(久保田)	

【企画経営室長】 それでは第2回外部評価会議を開催させていただく。会議の進行は、前回同様私の方で行うのでよろしくお願ひしたい。また、傍聴人がいらした場合は入室していただくのでよろしくお願ひする。本日の出席者の報告を課長からさせていただきます。

【行政管理課長】 本日は1名欠席であるが、定足数に達しており、会議は成立している。

【企画経営室長】 本日の配付資料の確認を課長からさせていただきます。

—配付資料の確認—

(1) 財政健全経営計画〔実行プラン〕の平成30年度改訂について(素案)

【企画経営室長】 次に、本日の議題である(1) 財政健全経営計画〔実行プラン〕の平成30年度改訂について(素案)である。第1回会議でも概要をご説明させていただいたが、実行プランについては、毎年8月を目途に、新たな行財政改革の取組みの掲載や現行の計画の見直しを行った上で改訂していくこととしている。本日は、今年度の改訂に当たっての素案を取りまとめたので、それに対しご意見等をいただければと考えている。今年度は外部評価委員を委嘱して初年度であるため、まずは、実行プランとはどのようなものであるかといった説明について、課長から説明させる。

【行政管理課長】 —実行プランの説明—

東久留米市の行財政改革等は「財政健全経営計画」に沿って取り組んでいる。「財政健全経営計画」とは、「財政健全経営に関する基本方針」と「実行プラン」から構成される(第1回会議資料2-1、2-2)。この後者が「実行プラン」である。前者の「財政健全経営に関する基本方針」は、市が28年度から32年度までの間に取り組む行財政改革等に関する基本的な考え方を示すものである。後者の「実行プラン」は、その「財政健全経営に関する基本方針」を踏まえ策定された当市の行財政改革等に関する行動計画(スケジュール等も示した具体的な計画)に相当するものである。この計画は、議会を含め市民の皆さまにお示ししているものであり、市の行財政改革等はこの計画に沿って取り組んでいくことが求められる。

次に、「実行プラン」策定までの経過を説明する。本市では、平成8年度以降、平成27年度まで、第4次に渡り行財政改革基本方針とその具体的な行動計画である同アクションプランを策定し、行財政改革を推進してきた。こうした第4次までの計画は、いわゆる事業単位で廃止・縮小等の精査に取り組む計画であった。このような行財政改革手法は、他団体においても取り組んできており一定の効果があったが、長年取り組んできた結果、事業単位の改革改善項目は既に出尽くしている状況であった。「財政健全経営計画」では、これまでどおりの行財政改革の視点も引き続き取り組んでいくこととしているが、加えて、地域経済の好循環を目指していく取り組みも加えており、この点に特徴があると言える。「財政健全経営計画」策定までの経過を説明する。財政健全経営計画の策定までの経過であるが、平成26年11月に財政健全経営検討会議から「財政健全経営に係る基本的考え方(答申)」が提出された。その後、検討会議か

らの答申を受け、市側において市としての行財政改革に関する基本的な方針を示すものとして、先ほど申した「財政健全経営に関する基本方針」を平成27年3月に策定した。この基本方針は、検討会議からの答申の内容を踏まえて策定したものであり、答申の考え方をそのまま踏襲して策定している。この基本方針の考え方に即して、翌年度の平成27年8月には、先ほど申した個別具体的な実施項目を示す「財政健全経営〔実行プラン〕」を策定した。実行プランは、毎年8月に改訂していくこととしており、新規改革項目等があればこの時点で追加していくこととしている。また、本格的な改訂ではないが、毎年2月にも、翌年度8月の改訂を見越して反映できる改革項目等を「財政健全経営計画実行プラン関連資料」として議会に示してきている。平成30年2月に議会に示したものが、第1回会議資料3である。

【企画経営室長】ここまでのところで何か質問はあるか。

—質問なし—

【企画経営室長】次に実行プランの内容について、課長から説明させていただく。

【行政管理課長】—資料1 今年度、改訂を予定している箇所を中心に説明—

【企画経営室長】今回、6ページの財政調整基金の部分についてルール変更を行った。これまで財政調整基金への積み立て努力をしてきた結果、一定の水準まで積み立てることができた。しかし、一方で公共施設の老朽化が課題となっている中、公共施設等整備基金については財源が厳しい状況にある。そのため、公共施設等整備基金に回せるようにルール変更を行った。この部分も含めて質問等はあるか。

【委員】財政調整基金の積立額が増えてきたので、従来財政調整基金に積み立てるものの一部を公共施設等整備基金に回すということによるのか。

【企画経営室長】基金というものは将来の財源不足が見込まれる部分に充当するため、家計で言えば貯金をするということである。ただし、基金によっては用途を定めており、今までは、災害の発生などに備え用途が限定されない財政調整基金への積み立てを多くしてきたが、公共施設の整備などに使用する公共施設等整備基金への積み立てが少なかった。しかし、公共施設の整備の需要が今後多くなることが、予測されるので、公共施設等整備基金に一定の積立ができるように変更した。

【行政管理課長】公共施設の補修について財源不足から後回しにしてきた経緯がある。そのため、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的に修繕を行っていくこととしている。

【企画経営室長】補足をする、老朽化対策も行ってきたが、2011年の東日本大震災があり、安全性の確保のため建物の耐震化を優先して実施してきた。そのため老朽化対策に財源が回らなかったという事情があり、耐震化が完了したので老朽化対策が急務になっている。

【委員】市内の全ての学校にエアコンは設置されているのか。

【企画経営室長】普通教室については全ての教室に設置されているが、特別教室については一部設置されていないところもある。

【委員】国は地方自治体の財政調整基金の残高が増えていることをもって交付税額削減の理由としているが、臨時財政対策債の元利償還金を地方交付税で措置せずに、自治体に借換債を発行させることで対応しようとしていることに問題があると思う。地方財政計画における臨時財政対策債の内訳は新規発行分と借換え分に分かれるが、借換え分の方が多い状況にある。東久留米市においても借換え分の臨時対策債が新規発行の臨時対策債を大きく上回っているのか。

【企画経営室長】資料がないため、この場ではお答えすることができない。確認をしておく。東久留米市の財政状況としては、国から地方交付税をもらっている状況ではある。

【企画経営室長】次に、実行プランの体系について課長から、改めて説明させていただく。

【行政管理課長】—資料1 15、16ページおよび改訂項目を説明—

【企画経営室長】何か質問はあるか。

【委員】38ページの第八小学校跡地の売却は担当課が環境政策課になっているがよろしいか。

【企画経営室長】第八小学校の跡地は六仙公園という都立公園の整備が進んでいる。第八小学校の跡地のうち半分は都に売却した。しかし、残り半分は都に無償貸与している状況である。この残り半分の土地について、都に売却するために都と調整を行っている。公園整備に関する担当課が環境政策課のため、第八小学校跡地の売却については、環境政策課が都と協議を行っている。

【委員】23ページのワークライフバランスの向上とエネルギー使用量削減の推進について説明をお願いしたい。

【企画経営室長】これは、長時間勤務の抑制、職務能率の向上により、職員の健康維持の増進、エネルギー使用量の削減を図るものである。また、資源エネルギー庁からエネルギー使用量の抑制を求められている。これまでもエネルギー使用量の抑制に努めてきたが、更なる抑制を求められてきている。そのため定

時消灯、午後8時以降の残業の原則禁止を実施しているところである。それが残業の抑制になり、健康維持の増進などにつながるというものである。

【行政管理課長】エネルギー使用量の抑制については、67ページの本庁舎照明器具のLED化の実施でも取り組んでいる。今年度、実施設計を行い、来年度工事の実施を考えている。

【委員】23ページのワークライフバランスの向上とエネルギー使用量削減の推進では、長時間勤務の抑制を図っているが、一方で24ページに職員給与の適正化という項目がある。長時間勤務を抑制するためには業務効率を上げる必要がある。しかし、職員給与の適正化ということで、効率を上げる努力をしても職員の給与には反映されないということは、職員のモチベーション低下につながるのではないか。

【企画経営室長】給与の適正化とは、単純に職員給与を引き下げるわけではない。一つは人事評価制度の確立。もう一つが地域手当の適正化。そして、最後に55歳以上の昇給停止と係長職の役職手当の削減である。三つ目については実施済みである。

【委員】効果額とは年度ごとの取組によるものだけではなく、今までの取組によるものを含めた額でよろしいか。

【企画経営室長】見直しや適正化を図ったときに、年度ごとに図らなかった場合との比較額である。行財政改革推進本部でも職員定数の削減については、大きな目玉として議論してきたが、これ以上の削減は難しいので、業務委託などを活用しながらワークライフバランスの向上を図っていくこととしている。

【委員】級地区分は職員給与だけではなく、介護職の手当や基準財政需要額の算定基礎になる。

【企画経営室長】それが地方交付税の算定にも反映される。

【委員】級地区分が、周りの市は高いのに東久留米市だけ低いということになると、給与が高い方に人材が流出し、人材不足になる可能性がある。

【企画経営室長】国が、民間事業者の給与水準を調査したうえで、級地区分の算定をしている。しかし、どの民間事業者を対象として調査を行っているのかは不明である。

【委員】東久留米市は住宅地に特化して成長してきた。そのため、事業所が少ないため不利である。

【委員】工業団地や優良企業などが地域にあると、級地区分は高くなるのか。

【企画経営室長】そのとおりである。特別区などは大企業の本社があるため給与水準が高く、級地区分も高く設定されている。

【企画経営室長】改訂項目について他に何かあるか。

—特になし—

(2) その他

【企画経営室長】次に、(2) その他である。10月以降に実施する第3回以降の外部評価会議では「個別事業評価」を行っていく。評価対象の事業については、最終的には市側で選定していくことになるが、各委員のご意見も一定の部分で反映していきたいと考えている。事前に委員からご意見をいただいているところもあるが、他に評価対象事業についてご提案はあるか。

【委員】施策単位で事業を評価していくということと、指定管理者を導入している事業を市が直営で実施した場合などと比較して評価していくのはどうか。

【企画経営室長】まだ未確定であるが、昨年度の改訂の際に追加したものである実行プランの40ページの高齢者福祉サービスの適正化については、第7期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の内容を踏まえて具体的な中身を整理していくこととしている。そのため、本年度の実行プラン改訂に合わせ、見直しに向けてのご意見等をいただくことも考えている。

【委員】たしかにこの事業は、制度変更があったにも関わらず、事務事業評価表で業務フローの改善の余地はないと説明されていたので、気になっていた。

【企画経営室長】担当所管から意見も出てきているので、それについても外部評価委員からご意見をいただきたいと考えている。

【委員】高齢者という観点で言うと、在宅医療と介護の連携などは市に権限がない場合がある。その場合、市が能動的に調整することが、今後の基礎的自治体に求められる役割だと思う。

【企画経営室長】それも含めて、ご意見いただければと思う。それでは、第3回以降の開催予定について課長から説明する。

【行政管理課長】それでは第3回から第6回までの会議日程について、委員各位の都合の良い日に実施してまいりたいと考えている。時間帯は午後2時から午後5時を想定しているが、各委員とはメール等で調整させていただく。

【企画経営室長】最後に、第1回会議録の確認についてである。課長に説明させる。

【行政管理課長】参考資料として、第1回会議録を配付している。1週間後を目途として、7月31日までにお目通しいただき、修正箇所があれば、事務局までメール、電話等でお伝え願いたい。よろしく願います。

【企画経営室長】以上で、本日の議題は、全て終了した。これをもって、平成30年度第2回東久留米市事務事業に関する外部評価会議を終了させていただく。

以上